

安全保障会議設置法の一部を改正する法律

(平成一五年六月一三日法律第七八号)

一、提案理由(平成一四年四月二六日・衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会)

福田国務大臣 ただいま議題となりました安全保障会議設置法の一部を改正する法律案及び武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

初めに、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、武力攻撃事態等に際して、政府が、事態の認定、対処に関する基本的な方針の策定等の重大な判断を行うに際しての安全保障会議の重要性にかんがみ、内閣総理大臣の諮問事項及び同会議の議員に関する規定を改めるとともに、会議に専門的な補佐組織を設けることにより、事態対処に係る安全保障会議の役割を明確にし、かつ、強化することを目的として提出するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、内閣総理大臣の諮問事項に、武力攻撃事態への対処に関する基本的な方針を加え、これに伴い、防衛出動の可否を諮問事項から除いております。また、諮問事項に内閣総理大臣が必要と認める武力攻撃事態及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を加えることを定めております。

第二に、会議の機動的な運営を図るため、議員の構成を見直すとともに、常置の議員以外の国務大臣を議員として臨時に会議に参加させることができるようにすること等としております。

第三に、事態対処に係る安全保障会議の審議及び意見具申に資するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき、会議に進言する事態対処専門委員会を置くこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

……………(略)……………

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員長報告(平成一五年五月一五日)

鳩山邦夫君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、武力攻撃事態への対処に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、各法律案の主な内容について申し上げます。

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案は、内閣総理大臣の諮問事項及び同会議の議員に関する規定を改めるとともに、会議に専門的な補佐組織を設けようとするものであります。

……………(略)……………

これら三法律案は、第百五十四回国会に内閣から提出され、今国会まで継続審査となっていたものであります。

今国会におきましては、去る四月九日、提案理由の説明の聴取を省略した後、与党提出による各法律案に対する修正案の趣旨説明をそれぞれ聴取し、十八日から各法律案及び各修正案を一括して議題とし、質疑に入りました。

五月六日には、民主党・無所属クラブ提出による武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案の趣旨の説明を聴取し、その後、各法律案及び各修正案は、一川保夫君外一名提出の安全保障基本法案及び非常事態対処基本法案並びに前原誠司君外三名提出の緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案と一括して議題とし、審査を進め、八日には、参考人から意見を聴取いたしました。

昨十四日、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する与党提出及び民主党・無所属クラブ提出による修正案について撤回を許可した後、新たに自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び保守新党の四派共同提出による修正案が提出され、趣旨の説明を聴取し、各法律案及び各修正案を一括して議題として、小泉内閣総理大臣に出席を求めて質疑を行いました。

同日、内閣提出の三法律案について質疑を終了し、討論を行い、順次各法律案について採決を行いました。安全保障会議設置法の一部を改正する法律案は与党提出による修正案のとおり、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案は自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び保守新党の四派共同提出による修正案のとおり、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は与党提出による修正案のとおり、いずれも賛成多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

委員会修正の提案理由（平成一五年四月九日）

久間委員 ただいま議題となりました武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案に対する修正案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

……………（略）……………

次に、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案に対する修正案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案について御説明します。

これらは、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保

に関する法律案について、「武力攻撃事態」の定義を修正し、「武力攻撃事態」と「武力攻撃予測事態」とに分けること等に伴い、次のとおり修正を加えるものです。

まず、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案については、内閣総理大臣から安全保障会議への必要的諮問事項に関する規定の文言を修正するものです。

……………（略）……………

以上が、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案に対する修正案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

附帯決議（平成一五年五月一四日）

政府は、標記の三法の施行に当たって次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 指定公共機関の指定に当たっては、報道・表現の自由を侵すようなことがあってはならないこと。

二 国民の保護のための法制の整備は、武力攻撃事態対処法の施行の日から一年以内を目標として実施すること。

三、参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員長報告（平成一五年六月六日）

山崎正昭君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、武力攻撃事態への対処に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、安全保障会議設置法改正法案は、武力攻撃事態等に際して、政府が事態の認定、対処に関する基本的な方針の策定等の重大な判断を行うことに際しての安全保障会議の重要性にかんがみ、内閣総理大臣の諮問事項及び同会議の議員に関する規定を改めるとともに、会議に専門的な補佐組織として事態対処専門委員会を設けることにより、事態対処に係る安全保障会議の役割を明確にし、かつ強化することを目的とするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、政府から趣旨説明を聴取するとともに、衆議院修正部分について修正案提出者から説明を聴取した後、小泉内閣総理大臣、福田内閣官房長官、石破防衛庁長官、関係大臣等に対し質疑を行い、委員を派遣して福井市及び横須賀市において地方公聴会を開催したほか、参考人からの意見聴取を行うなど、慎重かつ熱心な審議を行いました。

委員会における質疑の主な内容を申し上げますと、有事法制の整備と憲法との関係、緊急事態における基本法制と危機管理組織の在り方、不審船・テロ対策等新たな脅威への対処、有事法制整備の防衛政策への影響、自衛隊の在り方、国民保護法制における基本的人権の尊重、国民保護法制の整備における地方公共団体の意見聴取と、警察、消防

の役割、武力攻撃事態等における国民の協力、武力攻撃事態等における対米支援と米軍の行動の円滑化に関する法制の内容、武力攻撃予測事態と周辺事態との関係、米国の戦略との関係、指定公共機関の指定に当たっての日本赤十字社及び民間放送事業者の取扱い、国民、国会への情報提供、武力行使の判断権者、防衛出動時における物資の収用等に伴う補償と物資保管命令及び業務従事命令、事態対処専門委員会の体制と事務局の設置などがありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、討論に入りましたところ、日本共産党の小泉理事より三法律案に反対、民主党・新緑風会の池口委員より三法律案に賛成、社会民主党・護憲連合の田委員より三法律案に反対、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）の平野理事より三法律案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年六月五日）

我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、国家のあらゆる緊急事態に対処するための態勢を整備することは極めて重要である。そのため、武力攻撃事態対処法に基づく事態対処法制の整備を早急に進める必要がある。一方で、これらの法制は、国民の自由と権利とも大きく関係を有していることから、その整備や運用に当たっては、国民の基本的人権を最大限尊重することが必要である。

こうしたことを踏まえ、政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。一、当委員会としては、標記の三法案の審議を踏まえ、今後の事態対処法制の整備に当たり、次の諸点が特に重要であると確認した。政府はこれらに誠実に対応すること。

- 1 国民の保護のための法制の整備に当たっては、同法制が国民の権利及び義務とも深い関係を有することにかんがみ、すべての国務大臣（内閣総理大臣を除く。）で構成する国民保護法制整備本部を活用し、地方公共団体や関係する民間機関を始めとして広く国民の意見を求めること。
- 2 日本赤十字社に関しては、日本赤十字社が赤十字に関する諸条約等の諸原則にのっとり活動するものであることにかんがみ、その自主性、公平性及び中立性を十分尊重して対処措置の内容を規定すること。
- 3 放送事業者に関する指定公共機関の規定の整備に当たっては、放送の内容を警報、武力攻撃事態等の状況、避難の指示の内容等最小限にとどめ、かつ、放送の方法等放送機関の編集に影響を及ぼすことのないよう留意し、いやしくも表現・言論の自由を侵すことのないようにすること。
- 4 国民の保護のための法制の整備については、武力攻撃事態における国民の生命、身体及び財産の保護が極めて重要であることから、武力攻撃事態対処法の施行の日

から一年以内を目標として実施すること。

二、政府は、標記の三法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すこと。

- 1 武力攻撃事態その他の緊急事態にあつては、国会及び国民に対し、正確かつ十分な情報の提供に努めること。
- 2 我が国及び国民の平和と安全に現実の脅威となっているテロ・不審船等の新たな脅威に対処できる態勢の整備を強力に推進し、国家の緊急事態への対処に万全を期すこと。

右決議する。